第13巻第4号<通巻71号> 平成15年（2003年）9月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

71

Vol.13-4

財団法人
国際緑化推進センター

アジア森林パートナーシップ第2回会合、ジョグジャカルタで開催

アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として昨年発足した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」第2回実施促進会合が、7月9日～10日、インドネシアのジョグジャカルタで開催された。日本政府、インドネシア政府、国際林業研究センター（CIFOR）、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC）の共催。参加したのはアジア・欧米諸国11ヵ国、11国際機関、NGO等。

今回の会合では、AFPの将来の方向性として、多様な利害関係者による自主的・平等かつ柔軟な協力関係という特徴を最大限に活かし、具体的行動を重視することが確認された。また、AFPの主要テーマである「違法伐採対策」「森林火災予防」「荒廃地の復旧と再植林」の三つの作業グループに分かれて討議し、政策分析や人材育成など、各分野で優先的に取り組むべき具体的行動を決めた。

次回第3回会合は今秋、わが国で開催されるが、日程については現在、11月21日に千葉県木更津市で開催の方向で調整が進められている。

（会合の詳細は本誌5～6頁を参照）

来年度の林野庁概算要求での国際林業協力関係は4億3800万円

平成16年度の林野庁関係（一般会計）予算の概算要求額は5190億4600万円で、対前年度当初予算比116％となった。

このうち、国際林業協力関係の要求額は4億3800万円で、対前年度比90・4％。うちODAは4億2600万円（対前年度比90・4％）。農林水産省大臣官房国際部計上の国連食糧農業機関（FAO）、世界銀行、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出金を含めた要求額は、6億4500万円（同92・4％）、うちODAは6億3300万円（同92・5％）。

林野庁全体では16％増の要求ながら、国際林業協力関係は9・6％減と、数年来の減少傾向は変わらない。

新規事業は一つで、「黄砂対策植生回復実証調査事業」。中国の黄土高原、モンゴル・中国にまたがるゴビ砂漠等が発生源とされる黄砂の問題は、近年ますます深刻化している。同地域では、植生の消失と土地の劣化が人口増加や貧困により拡大しており、黄砂問題の根本的解決策として森林を含む自然植生の回復が重要となる。同事業では、黄砂発生源地域の土地利用形態別に、想定される複数の植生回復パターンを設定し、それぞれで黄砂発生の程度を測定することで、どの植生回復パターンが最も黄砂抑制効果が高いかを実証的に調査する。事業実施主体は、（財）国際緑化推進センター。5年間事業で16年度要求額は1600万円。

モントリオール・プロセスに国別森林レポートを提出

林野庁は7月、モントリオール・プロセスで合意された基準・指標に沿ってまとめた「第1回国別森林レポート」を、モントリオール・プロセス事務局に提出した。

モントリオール・プロセスは、欧州以外の温帯林・亜寒帯林を対象として、森林経営の持続可能性を測る基準・指標を策定し、国レベルの持続可能な森林経営の進捗状況を科学的・客観的に評価する取組みで、12ヵ国が参加している。1995年に7基準67指標が合意され、それを用いた国別報告書を2003年に作成・公表することを決定していた。

わが国は今回の報告書で、①生物多様性の保全②森林生態系の生産力の維持③森林生態系の健全性と活力の維持④土壌・水資源の保全と維持⑤地球的炭素循環への森林の寄与の維持⑥長期的・多面的な社会・経済的便益の維持・増進⑦森林の保全と持続可能な経営のための法的・制度的・経済的枠組み、の七つの基準のもと、67指標中50指標についてデータの報告を行った。データ報告が不可能な残りの17指標については、まだ結論が得られていない調査事業の内容や事例研究の成果等を記載した。

なお、全指標のうち7割以上のデータ報告をした国は、日本を含め3ヵ国のみであった。

違法伐採対策国際シンポジウム、インドネシアの現状を軸に対策を討論

森林の違法伐採問題が深刻なインドネシアからモハマッド・プラコサ林業大臣らを迎え、「違法伐採対策国際シンポジウム」が6月24日、東京の赤坂プリンスホテルで開催された。主催は、全国木材組合連合会。日本とインドネシアから行政・研究・林業団体関係者、国際機関や国際NGOの関係者ら計10名が発表者・パネラーとして出席した。

北村直人農林水産副大臣の挨拶の後、基調講演を行ったプラコサ林業大臣は、インドネシアは開発中心から保全・回復へと林業政策を転換するなかで、違法伐採の撲滅、森林火災の防止、林業部門の再編、森林資源の回復と保全、地方分権化の五つの優先課題のもとで取り組みを行っていることを説明。違法伐採は、需要があるから起きるという側面から消費国を含む国際協調の必要性を強調。問題の底辺にある貧困への対策としては、社会林業プログラムの実施などにより生活向上と意識改善が図られる必要があるとした。

続いて他の出席者から発表が行われ、有効な対策として、地域住民の森林管理への参加、輸入時の規制の検討、企業などによる選別した原料調達、能力構築の強化などが提言されたほか、天然林からの伐採を減らす一方で社会林業の手法等で植林を進め、木材産業の発展も同時に顧慮していくべき、などの意見が出された。

森林、海洋におけるCO2・炭素収支研究の公開シンポ

独立行政法人森林総合研究所と独立行政法人水産総合研究センターが主催して、9月29日、東京大学弥生講堂・一条ホールで公開シンポジウム「森林、海洋におけるCO2・炭素収支研究最前線」を開催する。

人間活動により排出されるCO2量の約半分を陸域（森林）と海洋が吸収しているとされるが（IPCCレポート）、森林や海洋のCO2収支関係については未だ未解明な部分が多い。こうした課題を明らかにするために、森林総合研究所と水産総合研究センターは研究プロジェクト「森林、海洋等におけるCO2収支の評価の高度化」を実施し、その結果、▼森林生態系によるCO2収支とその年変動、▼森林の総炭素貯留量と年間固定速度およびその地域的分布、▼経済水域内での年間CO2吸収量および沿岸域の貝類、藻類による年間炭素固定量、などが明らかにされた。シンポジウムではこうした成果を発表し、公開討論も行う。

●71号――目次●

国際緑化ニュース …… 1
特集 ＜SBSTA18における吸収源CDMに関する議論の概要＞…3
レポート＜アジア森林パートナーシップ第2回実施促進会合＞…5
プロジェクト追跡 …… 7
＜ソムニード：インドにおける森林再生事業＞
特集 ＜FAO・2003年版世界森林白書の概要（その1）＞ …… 9
Green Earth 講座 ……11
＜国際緑化推進センター：CDM植林促進技術開発事業結果報告＞
センターの活動／その他の情報／基金へのご協力…… 13

表紙写真：マレーシア・サバ州の天然広葉樹林。幾度となく人の手が入っているが、原生林がほとんど姿を消したサバ州では、本来の森の姿を知る上で参考になる森林である　＜写真提供／国際緑化推進センター＞

特集

気候変動枠組条約第18回補助機関会合（SBSTA18）における吸収源CDMに関する議論の概要

林野庁計画課調査官　永目伊知郎

気候変動枠組条約（UNFCCC）第18回補助機関会合（SBSTA18）が6月4日から13日までドイツのボンにおいて開催され、条約締約国137ヵ国のほか、80機関のNGOを含むオブザーバー107機関等から、合わせて1288名が参加した。

吸収源CDM関連の会合については林野庁及び環境省が担当し、2回の全体会合、6回のコンタクト・グループ会合（NGO等のオブザーバーにもオープンな形式）及び6回のドラフティング・グループ会合（条約締約国のみの形式）がもたれた。

事前に提出された各国提出意見（FCCC/SBSTA/2003/MISC.5）を集約し、吸収源CDMの定義・方法論を示した、条約事務局作成の統合テキスト案（FCCC/SBSTA/2003/4）があらかじめ準備され、加えて今次会期中には、この統合テキストに盛り込まれたオプション（各国意見）を大胆に絞り込んだ共同議長私案が提示され、この二つをベースとして議論が行われた。なお、共同議長はドイツのカースティン・ザッハ及びブラジルのテルマ・クルーグの両氏。

9日間に及ぶ議論の結果、吸収源CDM交渉に関する今後の方針（COP9にて採択する等）を再確認するSBSTA決議文及び吸収源CDMの定義・方法論に関する各国意見を角括弧付きで併記した交渉テキスト（FCCC/SBSTA/2003/L.13）が採択された。会合前の85ページの統合テキストから、28ページの交渉テキストに整理・スリム化されたことは、それなりの前進として評価できよう。

また、12月にイタリアのミラノで開催される次回SBSTA19／COP9にては、予定会期の2～3日前より吸収源CDMに関する事前協議を行うこととなった。事務局予算の逼迫状況等から会期間会合（ワークショップ等）を開催することなく、SBSTA19／COP9にてすべての問題点や対立事項を整理し、各締約国間での妥協を見出さなければならないという状況になったことも付記しておく。議論概要は以下のとおり。

1. 総論

わが方より、「吸収源CDMの附属書（ANNEX）については、原則として排出源CDMに準ずることとし、これが当てはまらない場合のみ、必要な改変を加えて作成すべき。この際、吸収源CDMと排出源CDMのルールとのバランスをとることが重要であり、吸収源CDMの方法論が必要以上に詳細であったり、制限的であったりしないようにすべき」旨、主張した。

2. 用語の定義

以下の用語の定義が、角括弧［］付きで記述された。なお、以下の案は、交渉テキスト中の四つのオプションのうち、EU案、カナダ案の二つのオプションを示したもの。

(1) プロジェクト境界（project boundary）

吸収源CDMプロジェクト活動の行われている地理的境界。［ただし、プロジェクトがいくつかの分散した植林地で行われることもある。］事業参加者は、プロジェクト活動が炭素プール内の炭素量の低下をもたらさないこと（つまり、"排出源"でない）を透明かつ検証可能な方法で立証した炭素プールについては、計測すべき炭素プールとしなくてもよい。［同境界は、吸収源CDMの実施の結果、増加すると考えられる6ガスの排出源のみを包含する。］EU案では ＿＿ 部分の表記があり、カナダ案では ＿＿ 部分の表記なし。EU案とカナダ案の違いはこの部分のみであり、以下の(2)、(3)については共通。

(2) ベースラインによる純吸収（baseline net greenhouse gas removals by sinks）

（吸収源CDMプロジェクトがない場合のプロジェクト境界内の炭素蓄積の変化）マイナス（吸収源CDMプロジェクトがない場合の6ガスの排出量）。なお、計測すべき炭素プールに関しては、事業参加者が、吸収源でないと透明かつ検証可能な方法で立証した炭素プール（つまり、"排出"していない状態）については、計測すべき炭素プールとしなくてもよい（"排出"を考慮しないので、ベースラインのレベルは上がることになるが、計測のコストを考慮して除外できるという規定）。非CO_2ガス（CH_4、N_2O）についても、吸収源でないプール（排出源）は除外され得る（非CO_2ガスに関しては、森林は通常"排出源"としてのみ考慮されることから、この場合全て除外される）。

(3) プロジェクト活動による純吸収（actual net greenhouse gas removals by sinks）

（吸収源CDMプロジェクトに起因するプロジェクト境界内の炭素蓄積の変化）マイナス（吸収源CDMプロジェクトに起因する6ガスの排出量）。なお、計測すべき炭素プールに関しては、事業参加者が、排出源でないと透明かつ検証可能な方法で立証した炭素プール（つまり、"吸収"している状態）については、計測すべき炭素プールとしなくてもよい（"吸収"を考慮しないので、プロジェクト活動に起因するレベルは下がることになるが、計測のコストを考慮して除外できるという規定）。非CO_2ガス（CH_4、N_2O）についても、排出源でないプール（吸収源）は除外され得る（非CO_2ガスに関しては、森林は通常"排出源"としてのみ考慮されることから、この場合除外されない）。

(4) リーケージ（leakage）

吸収源CDMプロジェクトに起因する、プロジェクト境界外で起こった、排出量［・吸収量］の純変化。［正のリーケージもあり得る。］

(5) 純人為的吸収（net anthropogenic greenhouse gas removals by sinks）

上記(3)マイナス(2)マイナス(4)

3. 再植林の基準年

今次会合で議論はなされなかったが、これまで各国が提出した意見に従って、①89年末、②99年末、③登録時から少なくとも10年前、という三つの基準年案が、角括弧付きで併記された。

4. 非永続性

①EU案を原型とする有効期限付きクレジット案（加えて、その変形であるブラジル案、ツバル案）、及び②カナダ案である保険付きクレジット案の得失が議論された。保険付きクレジット案については、保険責任終了後に永続性を有してしまうことの是非、及び一度償却口座に入った保険付きクレジットが、取消口座に出ていくことの是非等が問題点として指摘された。交渉テキストには、角括弧付きで、①有効期限付きのクレジット、②保険付きのクレジットの二つが併記された。

5. クレジット発生期間

共同議長私案には更新不可のオプションがなかったため、わが国他が更新不可のオプションをいれるべきことを主張し、角括弧付きで、①更新可能なオプション（期間［Y］年、更新可能回数［X］回）、②更新不可のオプション（期間［X］年）の二つが併記された。

6. リーケージ

①正のリーケージも認めるべきとする国、②負のリーケージのみ認めるべきとする国とが対立した。吸収源CDMの附属書交渉テキストには、正のリーケージを示す語が角括弧付きで記述された。

7. 追加性

追加性の定義部分については、①炭素の追加性のみ記述すればよいという国（わが国、カナダ等）、②炭素の追加性に加えて、資金的追加性、制度的追加性をも記述すべきであるという国（EU）とが対立した。交渉テキストには、追加性の定義の記述として、炭素の追加性以外に、角括弧付きで、資金的追加性、制度的追加性が記述された。

8. 不確実性

非CO_2ガスの計測除外規定に関しては、今後議論することとなった。

9. 社会経済的・環境的影響

社会経済的・環境的影響の分析・評価のためのチェックリストの必要性に関し、①チェックリストを必要とするEU、ノルウェー、スイス、ツバルの4国、②「チェックリストによる国際基準の適用は、ホスト国の基準により判断するというホスト国の自主権をくつがえすものであり、認められない」という途上国とが対立した。また、ノルウェーが、外来種、遺伝子組換体（GMO）の使用を認めない旨主張し、角括弧付きで、チェックリストである付録（Appendix E）及び外来種、遺伝子組換体の使用を認めない旨が記述された。

10. 小規模吸収源CDM

小規模吸収源CDMに関し、①手続きの簡素化が認められるべきであるとするアフリカ・グループ等、②小規模吸収源CDMは存在しないと主張する中国等とが対立した。交渉テキストには、角括弧付きで、15キロCO_2トン以下又は［XX］ヘクタール以下の吸収源CDMは簡素化された手続きが可能、という表現が記述された。また、セネガルは、COP9において、吸収源CDMの簡素な手続きを検討するためのパネルをCDM理事会の下に設置する旨決定すべきことを主張した。

11. 直接的人為影響の分離

ブラジルが、第一約束期間における直接的人為影響の分離を主張し、角括弧付きでその表現が記述された。

●アジア森林パートナーシップ（AFP）第2回実施促進会合報告

優先的取り組み課題と具体的行動の大筋を決定

林野庁海外林業協力室 課長補佐　今泉 裕治

アジア森林パートナーシップ（AFP）第2回実施促進会合が、7月9～10日、インドネシアのジョグジャカルタにおいて開催された。

今回の会合には、アジア及び欧米から計15ヵ国の政府及び政府機関、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）、国際林業研究センター（CIFOR）などの関連国際機関、内外から多数のNGO、産業界関係者等、総計約125名が参加した。わが国からも、林野庁より梶谷森林整備部長、森田（前）木材貿易対策室課長補佐及び筆者が出席したほか、外務省、環境省、国際協力事業団（JICA）の在インドネシア派遣専門家、国際協力銀行（JBIC）、森林総合研究所、地球の友（FoE）ジャパンなど政府、政府関係機関、NGO、産業界から多数の関係者が出席した。

1. 開会

会合の冒頭（1日目午前）、AFPの主要パートナー（インドネシア政府、わが国政府、CIFOR、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC））の各代表者（わが国は、外務省美根地球環境問題担当大使）から挨拶が行われた後、国連森林フォーラム（UNFF）代表者及び筆者がそれぞれ意見発表を行った。

筆者の発表は、AFPの進展状況の確認と今後の活動方向について共通認識を醸成することを目的として行ったものである。その中で筆者は、AFPは、パートナーが協調して具体的な活動を起こしていくことを目指す「活動指向（Action-oriented）」の枠組であるべきこと、全てのパートナーは対等であり、各々が互いの立場や考え方を尊重しつつ応分の責任をもって自主的に参加すべきこと、政府開発援助（ODA）のみならず活用可能なあらゆる資金を活用すべきであること、各パートナーの参加の態様は、それぞれの関心事項や関心度合、割くことのできる時間やマンパワーなどに応じて様々であり得ることなど、AFPの基本的な考え方を説明・提示した。

2. 討議の概要と結果（全体会合及び分科会）

1日目午後の全体会合において、「違法伐採対策／合法性の検証手段としての森林・木材認証」「森林火災予防／越境煙霧」「荒廃地復旧と再植林」のそれぞれのテーマについて、関連の取組等に関する発表が行われた。発表は、違法伐採対策／森林・木材認証に関してはITTO、インドネシアエコラベリング研究所（LEI）、インドネシア林産業再活性化協議会（BRIK）の各代表、森林火災予防に関してはわが国（JICA）の森林火災予防計画プロジェクト（井上チーフ・アドバイザー）、ドイツ（GTZ）の森林火災統合管理プロジェクト、欧州委員会（EC）の南スマトラ森林火災管理プロジェクトの各代表、荒廃地復旧と再植林に関してはFAO及びCIFOR（藤間研究員）の各代表から、それぞれ行われた。

その後、上記3テーマ毎に分科会に分かれ（2日目午前～午後）、AFPとして優先的に取り組むべき課題と活動について討議が行われた。

分科会討議終了後の全体会合（2日目午後）においては、上記の各分科会から討議結果が報告され、出席者全員で総括討議が行われた。その結果、テーマ毎にAFPとして優先的に取り組むべき行動（別表参照）につき合意が得られた。

なお、今後これらの具体的行動をどのように実施していくかについては、主要パートナー（日・インドネシア政府、CIFOR、TNC）が改めて検討を行い、各パートナーに諮ることで一致した。

3. 閉会（次回会合予定ほか）

最後に、わが国より、次回（第3回）のAFP実施促進会合を、本年11月に林野庁主催により日本で開催を予定している国際森林専門家会議「国別伐採実施規範の策定と課題」の直後に開催することを検討しているとの提案を行い、各パートナーより支持が得られた。【筆者注：現在、上記林野庁主催会議を11月17～20日、AFP第3回実施促進会合を11月21日に、千葉県木更津市で開催することとして準備中】

また、AFPの事務局及び情報の集約・提供の役割をCIFORが担うことが合意された。CIFORは今回会合の開催に合わせてAFPウェブサイト（http://www.asiaforests.org/）を開設しており、今後、AFPに関する各種情報が当該ウェブサイトに集約され、広く提供されることが期待される。

会議は、各主要パートナーの代表者（わが国は、林野庁梶谷森林整備部長）が閉会挨拶を行い、全日程を終了した。

〈別表〉

●AFPとして優先的に取り組むべき具体的行動

1. 違法伐採対策／森林・木材認証

▼森林法の施行及びガバナンス（FLEG）に関するアジア・タスクフォース会合、東南アジア諸国連合（ASEAN）木材認証イニシアティブ、国際熱帯木材機関（ITTO）等の地域における既存のイニシアティブとの協力・連携の強化
▼違法伐採対策分野における既存の二国間合意・発表の見直し及び他の地域的イニシアティブとの連携の模索（例：日・インドネシア違法伐採対策協力共同発表及び行動計画等）
▼既に実施しているAFPメンバー間の情報交換の継続・奨励（ITTOの認証に関する費用便益調査、合法性の定義、定期的なワークショップ、調査等）
▼AFPメンバーによる合法性の基準の明確化（合法性に対する共通の理解の醸成）
▼AFPパートナー（政府）の独立した第三者機関による合法性確認に対するコミットメントの確保
▼認証、生産過程、持続可能な森林経営分野の現場及び政策レベルにおける人材育成

2. 森林火災予防

▼森林火災管理の定義に関する共通の理解の醸成
▼実施中の諸活動に関する情報収集
▼異なる手法、技術及び国別調査の比較
▼特定の問題を深く調査するためのタスクフォース／作業グループの設置及び次回会合への結果報告
▼人材育成
▼財源の確保

3. 荒廃地の復旧と再植林

▼再植林に関する政策分析や財政分析
▼幅広い関係者の参加による利害調整手段の検討
▼取組の実効性を高めるための制度や組織等の見直し・改善
▼能力開発
▼再植林に関する諸調査の見直し・蓄積
▼再植林に関するワークショップ／セミナーの実施
▼地域における再植林に関する成功例・失敗例の明確化
▼貧しい人々に再植林がもたらす利益の明確化
▼適切な再植林のモデル構築

関連投稿

アジア森林パートナーシップ（AFP）
―過去、現在、そして未来への期待―

CIFORインターン
（ニューヨーク州立大学修士課程在学、環境科学専攻）
倉光　宏明

今回のAFP会議に出席して、AFPのコンセプトはかなり画期的であると感じた。パートナーには、国（政府）、国際的な研究機関や援助機構、市民社会、民間企業が含まれる。AFPにはそれほど多くの資金が存在するわけではなく、よりよい森林政策や対策へとつながるためにはパートナー間の相互理解が「かなめ」であると考える。一方、AFPには、パートナー同士の縦の構造が存在しない。何よりも、新しいパートナーに対する配慮がAFPに強く感じられる。どんな組織であっても、いつでもパートナーになれ、どんな形であっても貢献できるという性格を持っているのが、AFPのすばらしさであると考える。

しかし、先駆的な試みであるAFPには大きな落とし穴もあるように思えてならない。その一つが、地域に密着したNGOや小さなNGOを中心とした市民社会の参加の問題である。このようなパートナーの参加を得ることはAFPにとって大きな前進になるが、資金や人材不足に悩まされている彼らの参加をAFPが考慮できるかどうかが、新しい世代の“パートナーシップ”には問われているのではないだろうか。また、民間企業の位置づけも大切な要素のひとつであるが、民間企業をパートナーとして加えることは、利益（金銭的、もしくは非金銭的）を約束できるかどうかにかかっているであろう。

今回の会議は、各パートナーからの様々な意見が表面化し、それぞれのパートナーの認識の相違への理解も深まったという点では、高く評価すべきである。しかし、多くの利害関係が渦巻いていることが、AFPを前進させていく上での障害ともなり得る。

AFPがこのような障害を克服し、多くの利害関係者の参加を得て、自由、透明、過去の試みへの付加価値の付与といった特徴を生かし、今後の森林政策をよりよくするパートナーシップとなることを願いたい。

☆プロジェクト追跡☆

インドで森林再生事業

（特活）ソムニード

真の住民参加によるコミュニティーのあり方を模索

特定非営利活動法人ソムニードは、岐阜県高山市に本部事務局を置くNGOである。英語名SOMNEEDは、Society for Mutual Aid, Networking, Environment, Education & Developmentの意である。現在、インドとネパールで活動し、駐在事務所は南インドのアーンドラプラデシュ州ビシャカパトナム市にある。

ソムニードはこれまで、山間部の少数民族の村を主な対象に、植林を採り入れた森林再生、ミニ水力発電やソーラー発電などの小規模分散型エネルギー事業、マイクロ・クレジットを利用した女性の自助グループの育成などを行ってきた。2001年度からは、駐在事務所のあるビシャカパトナム市で、スラムの女性自助グループの育成も開始した。

植林に関しては、1999年までに1000世帯以上の地元住民の参加を得て、インドのアーンドラプラデシュ州スリカクラム地区、アナンタプール地区、オリッサ州コーラプット地区で230㌶以上の植林を行ってきた。01年度以降は、アーンドラプラデシュ州ビジャヤナガラム地区とスリカクラム地区で、さらに150㌶の植林を行っている。

ソムニードの植林は、これまで二つのカテゴリーの土地を主な対象として行ってきた。その一つが一般作物の栽培に向かない荒れ地であり、もう一つがこれまで焼き畑が行われてきた山の斜面である。

当然ながら、乱伐の後の森を再生しようとするのが大目標であったのだが、地元住民の協力を得るため、果樹などある程度商品作物としての価値のあるものも加え、環境と収入向上の二つの目的を併せ持つ植林を行ってきた。植栽樹種は、在来種も混ぜて、最低10種類以上は植えるようにしてきた。植栽地や樹種の選定、植栽後の維持管理、森林の保護など、すべて地元住民の参加を得て行ってきた。すなわち、住民のニーズをできるだけ反映し、オーナーシップを持ってもらおう、事業終了後の継続性をできるだけ保証しようと試みていたのだ。そしてこの試みは、事業が終了して5年以上経った所でもおおむね成功しており、外部者による伐採などないように、地元住民によって保護されている。

しかし、以上述べたやり方が変化しなかったわけではない。いや、ソムニードの植林事業は、ここ2～3年大きく変わろうとしているといえる。何が変わろうとしているのか？

ソムニードは、インドとネパールで活動するいわゆる開発NGOである。その中でも村落開発を主な事業目的とする。従来、ソムニードが事業を組み立てるとき、そのペースにあるのは現地で対象となる村の住民（といってもすべてではなくその一部）による要請である（といっても要請されたすべてではない）。すなわち、村のニーズを評価検討して事業を組み立てるという、いわゆる「要請主義」であった。そして、その要請主義の根底には、村人の「貧困軽減」→「生活向上」があり、その枠組みの中で「植林」→「環境保全」という位置づけの植林事業があった。植林事業も、収入向上としての植林（すなわちアグロ・フォレストリー）に、環境保全としての植林（社会林業）をいかに組み合わせるか、整合性を持たせるかが主な課題であったといってよい。

しかしながら、開発NGOとしての経験を積み、村の理解とその文脈の理解が深まるにつれて、ソムニードの事業に対する考え方も大きく変わった。その経過は誌面の制約から詳述できないが、変わった点は以下のように要約できる。

（1）森林を含めた自然環境、人材、制度などの社会資産を村の共有財産として捉え、村がいかに共有財産を管理運営していくかを事業目的のベースとする。

（2）共有財産の管理運営を軸とした村落開発計画（すなわち住民はどのような村を将来つくりたいのか）の中で、植林、森林再生なども位置づける。

このような位置づけで事業をしていくとなると、当然その核となるのは、単なる住民参加ではなく、いかに住民主体としての取り組みを築いていくかということである。最近の2年間で意識してやっていたことが、これである。単なる住民参加とは往々にして事業に住民を動員するというものである。「企画の段階からの参加」といっても、単に「動員」しているにすぎず、後はせいぜいPRA（注）をやってお茶を濁す程度のものを、住民参加と称することが多い。そもそも、住民参加の本質をどう捉えるかで、事業の性質も大きく変わるのである。

もともと、いわゆる開発途上国の農村部で「貧困」と呼ばれる現象の背景には、以下の大きな二つの変化があった。

（1）社会的な文脈の変化（法律的枠組みなど）から生じる村の住民の自然資源へのアクセスの制限。

（2）市場経済への村落を中心とした地域経済の統合。それに伴う外部者による村落の自然資源の乱開発。

よって、住民参加による共有財産の管理運営といっても、以上の変化が起きる以前のシステムに戻せばいいというものではない。むしろ、以上の変化に伴って従来のシステムが立ち行かなくなったのが現在の状態だといえるからである。だから、住民参加とは、具体的な事業を通じての新しいコミュニティーのあり方（統治、生産、分配、環境、文化のシステム）の模索といえようか。このことを意識せずに「住民参加型」の植林事業など、いやどんな事業であろうと村落開発の事業を行うことはできない。

ところで、このような住民参加の考え方の中でも特に意識しているのが、マイクロ・クレジット（小規模融資制度）の活用を中心とした女性の自助グループ活動の推進である。これは単に女性が参加した方がいいとか、社会の趨勢であるとかいうのではなく、自然資源の利用に関しては女性が明らかにエンドユーザーである場合がほとんどだからである。それは、女性が決定プロセスに参加しない限りどんな事業もうまくいかないことを意味し、植林とか森林の再生事業についても同じである。

ソムニードは今、このような戦略のもとに、住民参加による森林再生、植林など諸事業について新たな方法論を確立しようとしている。

平地の植林地での水やり

斜面の植林地での水やり

◆（注）PRA＝Participatory Rural Appraisal（参加型農村調査）。村落の成員全員あるいは一部に参加してもらい、その場で村民から情報を得ながら村の現状、問題点を視覚的に表現していく。その際、小道具をあらかじめ用意することもあるが、例えば木の葉を家畜、木の実を農具などに当てはめて示すなど、その場で手に入るありあわせの材料を使って行うこともできる。外部者が一方的に調査を行い情報を独占するのではなく、村民もその過程を共にし、認識を共有するというもの。

文＝和田信明（特定非営利活動法人ソムニード代表理事）

●2000〜2002年における世界の森林情勢

理論から行動へ——問題解決に向け、進む協力関係

＜FAO「2003年版世界森林白書」から抄訳＞

国連食糧農業機関（FAO）から今春、2003年版世界森林白書（State of the World's Forests 2003：英語版・本文全121頁十データ表）が発表された。本書は、「森林部門の情勢と進展」、「森林部門における今日の論点」の大きく二部に分かれている。その第1部では▼森林資源▼森林の管理・保全・持続可能な開発▼制度的枠組み▼国際的な森林政策協議、また第2章では▼森林と貧困削減▼水資源の持続可能な利用と管理：森林の役割▼森林の持続可能な利用がいかに生物多様性保全に貢献できるか▼森林部門における科学と技術：広がる格差とせばまる選択肢▼アフリカの森林部門における財政政策の最近の傾向、の各章を掲げ、森林部門における最近数年間の主要な情勢を概説し、選び出したいくつかの論点に焦点を当てて論じている。巻末の森林資源データについては、FAOが2001年に発表した2000年版世界森林資源評価（FRA2000）のデータを踏襲している。

本誌では、本白書巻頭の「概要」を（内、前書き省略）、編集部仮訳として2回に分けて紹介する。（本誌編集部）◆

〈森林部門の情勢と進展〉

森林資源

FAOは2001年に、これまでもっとも広範な内容の世界森林資源評価を発行した。この「2000年版世界森林資源評価（FRA2000）」の発表後、国際的な専門家会合で示された結論では、FAOの同種の調査は将来においても幅広い項目をカバーし、森林が供給する産物やサービスに関する情報を含むものであるべきだとした。「2003年版世界森林白書」（以下、SOFO'03）では、関連した二つの領域、すなわち農業の拡大と森林減少との関係、マングローブ林の転用と保全について詳しく述べている。

人口の大量増加、さらに一人あたり消費量の増大は、今後も主に森林破壊を通じた農地の拡大という結果を招いていくだろう。FAOのある予備的調査結果によれば、世界の国々の70％で農地の拡大がみられ、25％で減少中、5％で変化なしとされている。農地が拡大している国々の3分の2では森林面積が減少しているが、3分の1については森林面積は増大している。農地が減少している国々の60％では森林は増大しており、残りの内の大半（36％）では森林が減少している。

沿岸地域の人口集中が圧力となってマングローブ林の他用途転用が進んでおり、多くの事例研究で消失の実態が示されている。アジア、カリブ諸島、中南米で養殖漁業や観光インフラ目的に大々的な転用が行われた1980年代に較べ、1990年代はその割合がいくらか下がったとはいえ、マングローブ林の減少は依然続いている。今日、大部分の国々では、他用途転用の申請を受け付けるに当たっては、環境影響評価を求めるようになっている。

森林の管理・保全・持続可能な開発

森林は複雑な生態系であり、バランスのとれた持続可能な経営が必要とされる。それゆえの今日の主要課題の一つに、森林からのさまざまな恩恵に依存して暮らす人々の相反する主張の融和を図ることがある。

森林被覆率の低い国々においては、都市部であろうと村落部であろうと、樹木は非常に重要なものとなる。森林には、砂漠化対処の効果や生活必需品の提供、生物多様性や作物、居住地、流域を保護する役割などさまざまな機能がある。2002年に森林被覆率の低い国々において実施された6件の事例研究の概説では、これらの国々が人工林および森林外樹木の役割を高める上で直面する課題や森林劣化の因果関係について述べるとともに、共通の問題点を明らかにし、将来に向かっての有効策を提案している。

世界の閉鎖林の28％は山地の森林であり、持続可能な山地開発にとってのその重要性は、国際山岳年の2002年に大きく取り上げられた。また、山岳生態系における閉鎖林の役割について認識を深め、より均衡のとれた政策や管理が行われる必要についても強調された。

地中海流域の森林については、北西部では野火対策、南東部では森林の減少・劣化対策の措置が必要である。

森林火災による被害をなくすための協同した取り組みの一つとして、東南アジア諸国連合（アセアン）の各国環境大臣は、2002年6月、地域内協力の緊密化と予防措置の強化をめざして合意書に署名した。この取り組みは、政策と法整備を通じて有害な森林火災問題を改善していくために、WWF（世界自然保護基金）とIUCN（国際自然保護連合）の取り組む「東南アジア消防プロジェクト（Project FireFight South East Asia）」と協調しながら進められていくだろう。

熱帯林では、食肉その他の獲得のために非持続可能な形で行われる野生動物の狩猟が危急な問題として存在している。現在進行中の研究からの予備データによれば、特にアフリカを中心に野生動物は激減しており、食糧安全保障や森林、生態系全体に深刻な脅威を与えていることが裏付けられている。

SOFO'03は、気候変動の関係での森林の大きな関わりを強調している。すなわち、森林の破壊・劣化により二酸化炭素（CO_2）放出源となること、変動する気候に敏感に反応すること、化石燃料の代替となる生物燃料の供給源であること、持続可能な経営のもとではCO_2吸収源となること等である。また、京都議定書のもとで次の約束期間に対する交渉が2005年に開始されるにあたり、解決されるべき多くの問題についても言及している。

制度的枠組み

近年、森林部門には根本的な変化がもたらされており、それを引き起こしている主な背景には、事業再構築や所有形態の変更、森林の多様な便益に対する認識の広がりがある。2050年までには世界の森林の40％が地域社会や個人による経営あるいは所有となると推測されている。機会の到来に乗じてグループや団体が人的・物的・財政的能力を高めるために、歩調を合わせた支援が必要である。

昨今、環境保護や食糧安全保障、貧困の削減が重要視されるなかで、林業教育への新しいアプローチが求められている。今日の変容する課題に合わせて、カリキュラムの更新や教授法の近代化が必要とされている。そうした要求に答えて、一群の大学が提携関係を結び、世界中の聴講者を対象に、教育課程やワークショップ、セミナー、会議などをとおして逼迫した問題を学ぶ学習プログラムを提供しようとしている。

森林部門における権限・責任の分権化は、今後大いに強まっていくと考えられる。SOFO'03では、今日までの成功例の数々を確認すると同時に、その結果生じる変化がリスクと新たな問題をもたらすことにも言及している。より正確な影響評価を行うために、現在、分権化の有利不利の条件を明らかにする研究が進められている。森林からの諸々の恩恵を分かち合うためのさまざまなアプローチ、またその実践に伴う課題についても取り上げている。

違法伐採や森林部門の汚職に関する問題は、これまでになく公然と話し合われるようになってきた。森林犯罪を抑えるための取り組みが政府、産業界、NGOにより続けられる一方で、政策研究機関は違法行為の規模や影響についての分析を向上させている。また、世界中でこの問題が取り上げられるようになったことで、行動圧力がさらに強まっている。

他部門の政策が、持続可能な森林経営に思いがけない形で強い影響を及ぼすことがある。逆に森林が、貧困削減、食糧安全保障、汚職や違法行為などのような多部門にまたがる問題の解決に導入点としての役割を果たすこともあるだろう。外部介入が森林に望ましからぬ影響を与えることも多いことから、森林コミュニティーは、決定前の問題解決の過程に参加することが必要だ。そのために求められるのは、制度的な能力構築、市民社会の能力強化、変化を促進するための最先端情報の普及などである。

国際的な森林政策協議

2000年10月に国連森林フォーラム（UNFF）が設置され、焦点は今や持続可能な森林経営の実施を巡る論点に移っている。順調な進展の一方で、資金、貿易、能力構築、環境上安全な技術の移転、将来的な国際的取り決めなど、未だ解決途上の難問がいくつもある。2001年4月、UNFF支援ならびに森林問題に関するメンバー間の協力強化を目的に、森林に関する協調パートナーシップ（CPF）が結成された。その1年以内には、情報交換の促進とCPF活動の補助、特にIPF／IFF行動提案に関係するUNFF関連活動を支えるための非公式のCPFネットワークが立ち上げられた。

森林および森林生物多様性に関する政策論議は、ここ数年、生物多様性条約とUNFF双方の場で展開されてきた。この双方とも、互いの役割は補足し合う関係にあり協調の必要があることを認識している。最近の決議からうかがうに、活動の潜在的な重複、広範な作業計画のための財源不足に関して懸念が高まっている。

国際的な森林政策協議を概説する中では、森林関連会議および持続可能な森林経営のための基準・指標の各プロセスにおける最近の進展に対する批評なども行われている。

主要問題に本格的に取り組むための重要な手段として国家森林プログラムの重視を訴える国際的な呼びかけに応え、いくつかの国々、機関、NGOが集まって、国家森林プログラム・ファシリティー（National Forest Programme Facility）を立ち上げた。その活動の中心は情報交換、知識の共有、能力構築であり、森林政策および計画立案を、特に貧困削減など大局的な国家戦略に結びつけようとするものである。

2002年8月から9月にかけてヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）では、森林が地球とそこに棲む生き物の安寧に果たす重要な貢献を認め、一層の政治的関与を求めるとともに、効果的な協力関係をとおした他部門との連係強化を促した。また、WSSDは、UNFFとCPFが、国、地域および世界的レベルでの持続可能な森林経営の実現を促進する主要なメカニズムであると確認した。（つづく）

Green Earth 講座

国際緑化推進センター　CDM植林促進技術開発事業　結果報告

CDM植林事業のための技術的解析や手法開発

（財）国際緑化推進センター　顧問・主任研究員　大角泰夫

事業の背景

1997年暮れ、先進国全体で1990年時点の温室効果ガス排出量の5%を削減する目標が定められ、日本は2008年～2012年の第1約束期間時点で6%の削減を約束した。この京都議定書には、目標達成の仕組み、いわゆる京都メカニズムも書き込まれた。すなわち、①先進国同士で温室効果ガス削減プロジェクトを実施（JI）、および②先進国が途上国で同削減プロジェクトを実施（CDM）し、実施国の削減量に組み入れること、および③上記によりクレジットを発行、取り引きできることである。

日本は、森林が大気中のCO_2を吸収、固定する除去量を削減量にカウントするよう主張してきた。その後、日本は国内約束量のうち森林による吸収量として1300万トンを、また途上国での造林によるCO_2吸収（以下、AR-CDM）も約330万トンを上限に導入が可能となった。

CDM植林促進技術開発事業は、開発途上地域での森林による温室効果ガス吸収の可能性、造林地生態系での炭素吸収量の解析手法の開発、および造林に伴う社会経済的インパクトの予備的解析を目的として、平成17年度までの5年間予算化された。なお、CDMを巡るその後の急速な展開もあり、事業期間を平成13、14年度とし、さらなる解決が必要な重要事項については平成15年度以降新たなプロジェクトを設定して対応することとなった。

第1約束期間でのAR-CDMの約束事

CDMプロジェクトの運用方法などの内容はCDM理事会等で順次決まっているが、今年12月に開催される第9回締約国会議（COP9）において最終的に決定される予定である。すでに第1約束期間での森林による温室効果ガスの削減・吸収は、新規造林と再造林に限定することが決まっている。AR-CDMは開発途上国の持続可能な森林経営を前提とし、すなわちプロジェクト実施の際の自然環境や社会経済的影響についての解析が必要となっている。造林することによって"造林しなかった場合"より多く吸収される炭素量を追加性と称し、クレジット化する。この炭素吸収量は透明でかつ検証可能な方法で解析することとなっている。

そのためCDM植林促進技術開発事業では、①海外植林プロジェクト等の現地調査、②成長予測手法および炭素吸収量計測手法の開発、および③CDM植林促進技術の開発を計画した。計画は、検討内容に通暁した専門家を集めた委員会によって随時検討され、時宜に応じた実施を図るとともに、委員会での検討は締約国会議出席委員への参考資料として提供された。

CDM植林促進に求められる検討項目

◆先進国のAR-CDMに対する動向

先進国のAR-CDMの動向をIPCC報告書執筆者、各国の関係者、国際機関関係者等から意見聴取するとともに、世界で27件設定されている共同実施活動（AIJ）プロジェクトの内容の解析、AR-CDMに対する各国の対応と意見の解析を併せて行った。

◆開発途上国における造林樹種の成長解析調査

既存の報告から熱帯地域で広く利用されている造林樹種の成長を評価し、その中の重要な樹種について生態系による炭素固定量の解析を、インドネシアおよびタイの造林地を中心に現地調査して行った。また、炭素追加性を解析するために、草地、灌木等二次林のような経常的土地利用における炭素蓄積量を調査した。

◆造林地成長予測手法及び炭素吸収量計測手法の開発

IPCC報告書では、生態系炭素蓄積は樹木地上部と地下部、林床植生、枯死木と有機物層、土壌に存在するとしている。造林地でのバイオマス調査法を開発するとともに、各項目のバイオマス蓄積量の解析手法を、過去の事例解析および本プロジェクトによる前記造林地の樹種と成長データ解析により樹木バイオマスを調査するとともに、新たに土壌、堆積有機物層に固定されているバイオマスを解析し、造林地生態系炭素蓄積量の統合的解析手法を開発した。

◆CDM植林促進技術の開発

AR-CDMでは、自然環境や社会経済に与える影響の総括的な解析が重要なポイントとなる。なかでも社会経済的な影響については十分な検討が必要であり、今後検討すべき事項の摘出等解析を進めた。また、AR-CDMは明らかに炭素固定に目標が定められているので、炭素吸収量増加のための技術開発とガイドラインの作成を目指したが、施肥調査地の設定以外については今後の検討課題とした。

チーク・バイオマス量の測定

プロジェクトにより得られた成果

◆先進国の動向

CDMの運用に関する諸問題についてIPCCの主力委員であるブラウン氏と意見交換し、モニタリング、ベースライン等について貴重な意見を聴取するとともに、国際フォーラムにおいて公開討論を行った。また、AR-CDMに対する各国の対応の解析を行い、AR-CDMに対する日本の意見構成に寄与した。また、AIJプロジェクトの解析を通し、AR-CDMにおける検討必要事項を摘出した。

◆開発途上国における造林樹種の成長解析調査

文献調査から、AR-CDMの環境造林に特に重要と考えられる10樹種を選定し、これらの造林地の現地調査により地上部と地下部、林床植生、リターおよび土壌炭素を解析した。環境造林樹種の1㌶当たり年間炭素固定量は、ペロネマ、メリナ、チーク、メルクシマツで1～5炭素トン、インドセンダン、タガヤサン、マルバシタン、マホガニー等で7～10炭素トン、産業造林に主に使われるアカシア・マンギウムでは16・5炭素トン程度であることを解明した。一方、炭素追加性の計測に必要なベースライン植生の1㌶当たり年間炭素固定量は、アランアラン草原では0・6～1・3炭素トン、ランタナ灌木林では2・6～3・2炭素トン、マカランガ二次林では3・1炭素トンであった。

◆造林地成長予測手法および炭素吸収量計測手法の開発

造林地生態系およびベースライン植生に固定されるバイオマス炭素の推計に必要な調査地選定、標準木選別、各部位バイオマス計測法、炭素量固定量解析法、リターおよび土壌採取・分析法などが開発され、総合的な造林地生態系固定炭素量解析手法が開発された。この解析手法を既存の調査データの追加によってさらに展開し、一部の、たとえばアカシア・マンギウムについては直径を測定するだけで造林地の樹木バイオマスが推定できるアロメトリー法を開発した。

◆CDM植林促進技術の開発

社会経済的影響解析は、リーケージを中心にインドネシアの事例を参考に解析を進めた。その結果、リーケージを計測する際の関連要因について把握するとともに、CDMプロジェクト開始に必要な間接影響の要件の摘出を行った。造林木成長促進を図るため、施肥による効果の評価試験を開始したが、詳細は今後検討することとした。

今後の検討課題

本調査事業は、前述のように国際的枠組みの進展により、新たな展開が求められることとなり、造林地固定炭素計測法の基礎が開発された時点で終了となった。したがって、本事業で解析を中断した事項や、より精細な解析が得策である項目もあり、これらについては「CDM基礎データ整備事業」として新たに展開する。この整備事業は森林総合研究所が主宰することとなり、国際緑化推進センターは共同実施者として責任を負うこととなった。

この整備事業では、実際のCDMプロジェクト実施に特に困難な対応が求められる「社会経済的アプローチ」、また最近の締約国会議で取り上げられてきた「生物多様性の配慮」、さらに環境造林による小規模プロジェクトの場合に求められる手続きの省力化の一環として、「効率・省力的バイオマス計測法の開発」を検討することとなっている。なお、今回の調査事業で設定した「施肥による成長促進効果試験」についても継続することとなっている。

センターの活動

林業NGO等活動支援事業の助成対象を決定

熱帯林の保全造成などを行っている林業NGOを対象として当センターが実施する本年度の助成について6月10日、審査委員会で検討の結果、以下の事業への助成を決定しました。

◇

〈国際NGO連携強化〉

NGOが熱帯林の保全・造成を推進するために、国際的な会議、ワークショップ等に参加する費用を助成するものです。

▼**（特活）FoE Japan**
アジア森林パートナーシップ（AFP）会合、極東ロシア国際会議、世界貿易機関（WTO）閣僚級会合

◇

〈緑化プロジェクト形成調査〉

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを形成するために必要な調査費用を助成するものです。

▼**（特活）エービーエスディ**
ソロモン諸島国における荒廃地再生に向けた植林地選定調査プロジェクト

▼**（特活）FoE Japan**
中国内モンゴル自治区通遼市科左後旗における沙漠緑化プロジェクトの形成調査

▼**（財）オイスカ**
カンボジア国プノンペン郊外及びシェムリアップ周辺緑化プロジェクト形成調査

▼**（特活）海外植物遺伝資源活動支援つくば協議会**
熱帯産業植林用優良種苗供給プロジェクト形成調査

▼**（特活）環境修復保全機構**
タイ国東北部における耐塩性樹木の植林による塩類土壌修復保全プロジェクト形成調査

▼**北海道森林ボランティア協会**
ホンデュラス国ヨホア地区学生参加型植林プロジェクト形成調査

▼**緑のサヘル**
ブルキナファソ国スム県におけるアラビアゴム・プロジェクト形成調査

◇

〈カウンターパート受け入れ研修〉

NGOが相手国のカウンターパートを受け入れて日本国内で行う研修を支援するものです。

▼**（財）オイスカ**
インドネシア緑化プロジェクト・スタッフマネージメント研修

▼**（特活）地球緑化センター**
中国緑化事業受け入れ研修

▼**（特活）呼倫貝爾地域緑化推進協力会**
中国呼倫貝爾地域植林プロジェクト推進のための人材育成事業

役員改選のための評議員会、理事会を開催

当センター第7期役員（任期2年）選出のための評議員会および理事会を7月11日、ホテル・メトロポリタン・エドモントにおいて開催し、評議員23名、理事19名、監事2名を決定しました。評議員の新任は6名、理事の新任は1名で、山口夏郎副理事長が退任されました。

退任された山口夏郎氏は、平成3年の当センター創立とともに初代専務理事に就任、平成13年からは副理事長兼専務理事、平成14年からは副理事長専任として、センターの基礎づくりからその後の発展に多大な貢献を果たされました。

海外林業研究会総会・役員会の開催

当センターが事務局を担当している海外林業研究会の平成14年度総会・役員会が7月30日に開催され、平成14年度事業実行報告、平成15年度事業計画案等が審議を経て承認されました。

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を8月11日、独立行政法人森林総合研究所にて開催し、58号（9月刊）の原稿採否と59号の構成内容の検討を行いました。今回は特に、「海外林業研究会会員の広場」を利用した意見の交換についても話し合いました。

平成15年度海外林業人材育成研修、参加者13名を選抜

発展途上国地域において森林造成等を行っているNGOなどの活動家を対象に、その実践的な技術の習得を支援するための海外林業人材育成研修を、本年度は11月21日から12月5日まで15日間の日程で行います。応募者多数の中からこのほど13名の参加者を選抜しました。

研修は昨年度同様、国内で3日間の事前研修の後、ミャンマー国において、砂漠化の進行する中央乾燥地ならびにチーク林で有名なバゴー山系を控えるバゴー管区で実施します。

その他の情報

★マングローブ植林大作戦連絡協議会
〈タイ・マングローブ植林実行委員会〉
「日・タイ友好マングローブ植林2003」

マングローブ植林大作戦連絡協議会〈タイ・マングローブ植林実行委員会〉では、タイ国で現地の人々と共にマングローブを植える「日・タイ友好マングローブ植林2003」の参加者を募集しています。

日程：11月27日（木）～12月2日（火）
費用：11万円7千円（成田空港発着）
11万円2千円（関西空港発着）
12万円7千円（福岡空港発着）
定員：80名（定員になり次第締切）
植林地：タイ国パンガ県
企画：タイ・マングローブ植林実行委員会
〒262-0018 千葉市花見川区畑町662-147
http://www.mangrove.gr.jp/
◇問合わせ、申込みは直接、左記の旅行代理店まで。
近畿日本ツーリスト（株）神田法人旅行支店（担当：土屋、豊田）
電 話＝03-3259-1127
FAX＝03-3259-1222

★海外産業植林センター主催による「JOPPセミナー」

（社）海外産業植林センター（JOPP）がセミナーを開催します。参加は無料（要申込み）。

日時：10月7日（火）13時半～15時半
会場：紙パルプ会館
東京都中央区銀座3-9-11
☎03-3543-8111
議題①：環境に配慮した人工林の造成と管理
講師：森 徳典氏（国際緑化推進センター顧問・主任研究員）
議題②：排出源・吸収源CDMベースライン方法論の判断分析
講師：山田和人氏（パシフィックコンサルタンツ（株）環境部地球環境グループリーダー）
申込締切：10月3日（金）
◇問合わせ・参加申込みは、FAXまたは電子メールで左記まで。
（社）海外産業植林センター
電 話＝03-3546-3690
FAX＝03-3248-4829
電子メール＝jopp@jopp.or.jp

★国際協力フェスティバル2003

国際協力に携わる政府機関、NGO、国際機関、在京大使館等約200団体による活動が紹介されます。

日時：10月4日（土）、5日（日）
10時～17時
会場：東京・日比谷公園

★ワン・ワールド・フェスティバル

関西のNGO、ODA機関、国際機関、教育機関、企業などの国際協力活動が紹介されます。

日時：11月2日（日）、3日（月・祝）
10時～17時
会場：大阪国際交流センター
大阪市天王寺区上本町8-2-6
（地下鉄谷町九丁目、近鉄上本町）

★サヘルの森、「炭焼き出前隊」帰国報告会

アフリカのマリで緑化活動を行っている（特活）サヘルの森が、現地で実施した「炭焼きワークショップ」の報告会を東京と奈良で開催します。

〈東京報告会〉
日時：10月4日（土）13時半～16時半
会場：渋谷区代々木八幡区民会館会議室
渋谷区代々木5-1-15
☎03-3466-3239
〈関西支部主催報告会〉
日時：10月8日（水）13時～16時
会場：なら・シルクロード博記念国際交流財団会議室
（奈良駅近鉄ビル6階）

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆**板橋区立熱帯環境植物館（守屋幸一館長）**より、6625円のご寄付

緑の地球
第13巻第4号（隔月発行）
平成15年9月30日発行
編集／緑の地球編集委員会　〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
発行／(財)国際緑化推進センター　電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360

国際緑化推進にご参加ください

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく――私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体、および地方公共団体

◆会員へのサービス
会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法
下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　塚本　隆久

熱帯林は毎年1230万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/